

障発0329第37号  
こ支障第103号  
令和6年3月29日

各  
〔都道府県知事〕  
〔市区町村長〕  
殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )  
こども家庭庁支援局長  
( 公 印 省 略 )

「補装具費支給事務取扱指針」の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく補装具費支給制度について、今般、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示528号）」の一部の改正を行った。

これに伴い、「補装具費支給事務取扱指針」の制定について」（平成30年3月23日付け障発0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）で定める補装具費支給事務取扱指針の一部を別紙のとおり改正し、令和6年4月1日から適用することとしたので、御了知の上、管内関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。